

別冊 1

調査報告書

【要約版】

平成 30 年 2 月

三重県中小企業高度化資金に関する第三者委員会

※ この要約版は、法人及び個人等のプライバシー、社会的評価や私生活に与える影響、取引先との関係等に配慮し、「調査報告書」の一部を要約し作成したものです。

【目 次】

第1 第三者委員会の概要	P1
1. 第三者委員会設置の経緯	
2. 第三者委員会の構成	
第2 調査・検討の対象及び手法	P2
1. 調査・検討の対象	
2. 調査・検討の手法	
第3 調査・検討の経過	P3
第4 調査・検討の概要	P3
第1回第三者委員会 (H29.11.8)	
第2回第三者委員会 (H29.11.16)	
第3回第三者委員会 (H30.1.31)	
第4回第三者委員会 (H30.2.14)	
委員長コメント	P8

第1 第三者委員会の概要

1. 第三者委員会設置の経緯

三重県の中小企業高度化資金貸付金¹の貸付先である株式会社松阪街づくり公社（以下「公社」という。）から、平成29年10月18日、津簡易裁判所に特定調停²の申立てがなされた。

公社は、貸付金の完済が困難と判断し、県の債権放棄等により債務を整理し、公社の存続を求めたものである。

公社の中小企業高度化資金貸付金の債務残高は、申立て時点で5億6,264万円にのぼる。

三重県としては過去に中小企業高度化資金に関する特定調停の申立てを受けた実績がないこと等から、どのような対応が妥当であるかについて、第三者の意見を聴く機会が必要であると判断し、平成29年11月1日、三重県中小企業高度化資金に関する第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）を設置した。

以上が第三者委員会設置に至る経緯である。

2. 第三者委員会の構成

第三者委員会は、本調停の当事者及び利害関係人のいずれとも利害関係を有しない下記の3名で構成されている。

委員長 中島 健一（名城大学大学院教授、中島総合法律事務所 弁護士）

委員 稲垣 勝見（いながき経営サポート代表、中小企業診断士）

委員 田上 清乃（樋上益良法律事務所 弁護士）

なお、第三者委員会は、企業等の不祥事等を調査する際の規範となる「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（平成22年7月、日本弁護士連合会）に直接的には準拠していない。

これは、第三者委員会に課された役割が不祥事等の調査ではなく、特定調停に臨む三重県の対応方針等に対し、客観的かつ中立的な立場から意見することにあるからである。

¹ 中小企業高度化資金貸付金：中小企業者が共同して経営基盤の強化や事業環境の改善を図るために、工場団地・卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業や、街づくり会社が商店街を整備するなど地方公共団体と地元産業界が協力して地域の中小企業者を支援する事業に必要な資金を、都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構が財源を出し合い、長期・低利で融資する貸付金

² 特定調停：金銭債務を負っている者で支払い不能に陥るおそれのある者が、特定の債権者その他の利害関係人との間で、債務の免除、支払期限の延期、支払方法の変更を求めて話し合いをする調停手続。「特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律」（通称：特定調停法）を根拠とする。

第2 調査・検討の対象及び手法

1. 調査・検討の対象

公社から三重県を相手方として申し立てられた特定調停事件（平成29年（特ノ）第1号）に対する三重県の対応方針等に関することを調査・検討の対象とした。

ただし、公社が連帯保証人から中小企業高度化資金貸付金の償還原資として借り入れた借入金に係る特定調停事件（平成29年（特ノ）第2号）についても、本調停では一体的な整理が図られたことから、調査・検討の対象に含めた。

【特定調停事件の概要（平成29年（特ノ）第1号特定調停事件）】

- (1) 申立日 平成29年10月18日
- (2) 申立人 株式会社松阪街づくり公社
- (3) 申立先 津簡易裁判所
- (4) 相手方 三重県
- (5) 申立人の主張（概要）
 - ・ 現在の経営状況では、中小企業高度化資金を完済する目処が立たない。
 - ・ 公社が所有する不動産（カリヨンビル）を売却し、その売却代金等を債務（5億6,264万円）の返済に充て、残債務については免除を求める。
 - ・ 公社は街づくり事業を行う団体として存続することを求める。
 - ・ カリヨンビルの購入は松阪市に打診する予定。

【特定調停事件の概要（平成29年（特ノ）第2号特定調停事件）】

- (1) 申立日 平成29年10月18日
- (2) 申立人 株式会社松阪街づくり公社
- (3) 申立先 津簡易裁判所
- (4) 相手方 連帯保証人
- (5) 申立人の主張（概要）
 - ・ 三重県を相手方とする調停事件（第1号）の債務整理等に合わせ、連帯保証人に対する支払債務（2億1,519万9,000円）の免除等を求める。

2. 調査・検討の手法

三重県から提出された関係資料の書面調査及び中小企業高度化資金を所掌する雇用経済部中小企業・サービス産業振興課職員（県代理人弁護士を含む。）からのヒアリング調査の手法を用いた。

第3 調査・検討の経過

第三者委員会の調査・検討の経過は、下記のとおりである。

時期	事項
平成29年 10月18日	特定調停申立書が津簡易裁判所に提出される
11月1日	第三者委員会を設置
11月8日	第1回第三者委員会(特定調停に関する基本情報の共有等)
11月16日	第2回第三者委員会(県の基本方針の調査・検討等)
12月5日	三重県が「(株)松阪街づくり公社からの特定調停への対応に関する基本方針」を決定
12月20日	第1回調停期日(意見等の聴き取り)
平成30年 1月26日	第2回調停期日(意見等の聴き取り)
1月31日	第3回第三者委員会(県の主な指導・支援等の経過等)
2月9日	第3回調停期日(調停案の提示)
2月14日	第4回第三者委員会(調停案等)

第4 調査・検討の概要

第三者委員会の調査・検討の概要は、下記のとおりである。

第1回第三者委員会

【開催日時・場所】

(1)日時：平成29年11月8日(水) 10:00～12:00

(2)場所：三重県合同ビル G101会議室

【調査・検討事項】

調査・検討を開始するに当たって、特定調停に関する基本情報の共有を中心に行った。

なお、委員の互選により中島委員が委員長に就任した。

(1)第三者委員会のスケジュール

(2)第三者委員会の調査・検討事項

(3)中小企業高度化資金の概要

(4)(株)松阪街づくり公社への貸付状況

(5)特定調停申立書の内容

【調査・検討結果】

事項(1)～(5)の調査・検討事項等を確認したうえで、次回第三者委員会における調査・検討のため以下の資料の提出を三重県に求めた。

- ・公社が津簡易裁判所に提出した不動産鑑定評価書
- ・公社の事業計画と実績との乖離状況に関する資料
- ・公社の今後の返済資力に関する資料

第2回第三者委員会

【開催日時・場所】

- (1)日時：平成29年11月16日（木） 9：30～11：10
- (2)場所：三重県合同ビル G402 会議室

【調査・検討事項】

第1回第三者委員会で提出を求めた公社が津簡易裁判所に提出した不動産鑑定評価書等の事項に続き、「(株)松阪街づくり公社からの特定調停への対応に関する基本方針」(案)を中心に調査・検討を行った。

- (1)当初の事業収支計画と実績との乖離について
- (2)今後の償還見込額について
- (3)特定調停への対応に関する県の基本方針(案)について

【調査・検討結果】

事項(1)～(2)について

- ・平成30年度以降の償還期限延長が困難であること等を確認した。

事項(3)について

- ・下記①～③の視点を中心に総合的な調査・検討を行った結果、県から示された「(株)松阪街づくり公社からの特定調停への対応に関する基本方針」(案)を「概ね妥当」と判断した。

① 適法性

基本方針が、地方自治法、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例等の関係法令、独立行政法人中小企業基盤整備機構が定める債権管理の運用指針等に抵触しないか。

② 公平性

中小企業高度化資金貸付金を完済した貸付先(連帯保証人等を含む)又は弁済中の貸付先(連帯保証人等を含む)から見ても公平性が認められるものか。

③ 県民の納得性

債権者であるとともに地方公共団体である三重県の基本方針として過不足がなく、県民目線からも納得感を得られるものか。

第3回第三者委員会

【開催日時・場所】

- (1)日時：平成30年1月31日（水） 10：00～11：30
- (2)場所：三重県吉田山会館 第101会議室

【調査・検討事項】

以下の事項について調査・検討を行った。

- (1) 県の主な指導・支援等の経過について
- (2) 特定調停の当事者及び利害関係人の対応状況について
- (3) 調査報告書について

【調査・検討結果】

事項(1)について

- ・カリヨンビルの建設計画段階から特定調停申立てに至るまでの県の主な指導・支援等の経過について確認した。

事項(2)について

- ・第2回調停期日現在（H30.1.26）の特定調停の進捗等について、当事者及び利害関係人の主張等を中心に確認した。

事項(3)について

- ・調査報告書の骨子について確認した。

第4回第三者委員会

【開催日時・場所】

- (1) 日時：平成30年2月14日（水） 14：00～15：40
- (2) 場所：三重県勤労者福祉会館 第3教室

【調査・検討事項】

以下の事項について調査・検討を行った。

- (1) 調停案について
- (2) 調査報告書について

【調査・検討結果】

事項(1)について

津簡易裁判所調停委員会から提示された調停案（以下「本調停案」という。）に三重県が合意することについて、本調停案が「(株)松阪街づくり公社からの特定調停への対応に関する基本方針」（平成29年12月、三重県）（以下「基本方針」という。）に定める3つの基本合意要件（経済的合理性、公益的合理性、実現可能性）を満たしていることを確認したうえで、公社の資産及び債務並びに保証人の資産及び保証債務の状況や保証人の保証債務の従前の履行状況、公社の経営等に対する保証人の帰責性等を総合的に勘案し、「やむを得ない」と判断した。

1. 経済的合理性

本調停案で示された回収見込額（2億2,128万6,000円）の方が、主たる債務者である公社及び連帯保証人が破産手続を行った場合の回収見込額（2億895万9,000円）よりも1,232万7,000円多くの回収が得られると見込まれ、県にとって経済的合理性が認められる。

また、連帯保証人の資力に関する情報開示として、「資産に関する表明保証書」（弁護士による適正確認書付き）の提出を受けている。

2. 公益的合理性

利害関係人である松阪市は、地域経済の維持という公共的見地に立って、カリヨンビルを公社から買い受けた上で、同施設の地域における公的役割等に鑑み、カリヨンビルの機能等を維持・確保し、適切に維持管理、運営することが調停条項に定められている。

3. 実現可能性

三重県の債権回収スキームに係る全ての者（公社、松阪市、連帯保証人、松阪商工会議所、松阪市商店街連合会）が本調停に当事者又は利害関係人として参加し、平成30年2月9日開催の第3回調停期日において、合意意思が示されている。

松阪市については、調停合意に係る市議会の議決を要するが、調停条項の履行（カリヨンビルの購入）に備え、購入予算を盛り込んだ平成30年度当初予算を発表済である。

松阪商工会議所については、松阪商工会議所議員総会の承認が必要であるが、調停条項に関する合意意思は会頭・副会頭会議で確認されている。

4. その他の勘案した事項

- (1) 本調停案は、利害関係のない中立かつ公正な第三者である津簡易裁判所調停委員会から、受諾を求めて提示されたものであること。
- (2) 松阪市は、鑑定評価額に基づく正常価格でカリヨンビルを購入する意思が明確で、購入後も高度化事業の目的に沿った利用が見込まれること。
- (3) 連帯保証人が高齢のため、調停が長期化した場合の債権回収の不確実性や債権回収コストの増加が見込まれること。
- (4) 本調停案では、保証債務の履行基準（残存資産の範囲）について、以下の事項を勘案すべきであること。
 - ・ 連帯保証人は、過去に中小企業高度化資金貸付金の償還原資として公社に貸し付けた貸付金残額2億1,519万9,000円の全額を放棄すること。
 - ・ 連帯保証人は、公社の元役員であるが、当時、連帯保証人が松阪商工会議所の役員であったという事情で公社役員に就任した経緯があること。
 - ・ 公社は、松阪市及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が資本金の4分の1ずつを出資して設立した第三セクターであり、連帯保証人の経営等に対する帰責性が乏しいこと。
 - ・ 連帯保証人は、公社の役員就任に伴い、連帯保証人となったもので、その後、

現在に至るまで連帯保証人を交代していないが、現在、公社の経営に全く関与しておらず、第三者による保証債務となっていること。

- ・ 松阪商工会議所は、経営責任の一部を分担する形で、三重県に対し 2,000 万円を支払うこと。
 - ・ 松阪市商店街連合会は、連帯保証人の負担軽減を図る目的で 128 万 6,000 円を募金で集め、うち半額の 64 万 3,000 円を連帯保証人の弁済原資の一部に提供し、残額の 64 万 3,000 円を三重県に支払うこと。
- (5) 存続する公社からの長期の返済を求めることは、公社の主要な収入源であるカリヨンビル売却を内容とする本調停案のスキームでは、履行の確実性等の面において合理性が乏しいこと。
- (6) 本調停案に合意せずに調停を継続した場合、回収見込額の増加が不確実な中、カリヨンビルの資産価値の下落、法的措置等の債権管理・回収コストの発生など三重県にとっての経済的デメリットが見込まれること。

事項(2) 調査報告書について

調査報告書（たたき台）に関する調査・検討を行った。

委員長コメント

平成 30 年 2 月 9 日に津簡易裁判所調停委員会から提示された調停案は、県が「(株)松阪街づくり公社からの特定調停への対応に関する基本方針」(平成 29 年 12 月 5 日)で示した調停合意要件を満たすものとなり、第三者委員会では、調停案に合意するのも「やむを得ない」と判断したものである。

今回の調停案における県の債権放棄額は 3 億円以上にのぼるものであり、これに合意するのもやむなしとの結論を出すのは、まさに苦渋の決断を迫られるものであった。特に、本件において連帯保証人にどこまでの責任を問うべきかは誠に難しい問題であり、経営者保証ガイドラインに準拠するのは当然であるとしても、松阪商工会議所の役員であったという事情もあり(株)松阪街づくり公社の役員を引き受けることとなり、公社の経営が悪化する中で既に 2 億円を超える弁済資金を実質的に負担している連帯保証人に対して更にどこまでの責任を問うべきかについては、最後まで活発な議論が交わされたところであった。

今回のカリヨンビルの開発計画における最大の問題点が、いわゆるバブル景気下において策定された事業計画のもとで実施された過剰な投資にあり、その後の不動産価値の下落や周辺人口の減少などが追い打ちをかけたことは、衆目の一致するところであろう。しかしながら、開発計画の失敗の原因を全て時代に転嫁するだけでは、到底県民の理解が得られるものではない。

カリヨンビルの開発計画を策定・実施した公社が本件に関して重い責任を負うのは当然であるが、事業資金の貸し手として事業計画を適切に診断・精査すべき立場にあった三重県にも結果として大いに反省すべき点があろう。

第三者委員会としては、本件から得た教訓を公社や県はもちろんのこと、全ての関係者が今後活かすことを切に願い、本報告書の結びとする。

三重県中小企業高度化資金に関する第三者委員会

(事務局) 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課